

農林業に係る 今後の損害賠償について（案）

平成28年9月

東京電力ホールディングス株式会社

※ 本資料は、農林業に係る今後の損害賠償の内容に関するご意見を伺うことを目的として素案を提示したものであり、決定した内容ではありません。

I 農林業に係る今後の損害賠償の考え方（案）

1. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の考え方（案）
2. 避難指示区域外の風評被害に係る今後の損害賠償の考え方（案）

II 農林業に係る今後の損害賠償の内容（案）

I-1. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の考え方（案）

現行の賠償内容

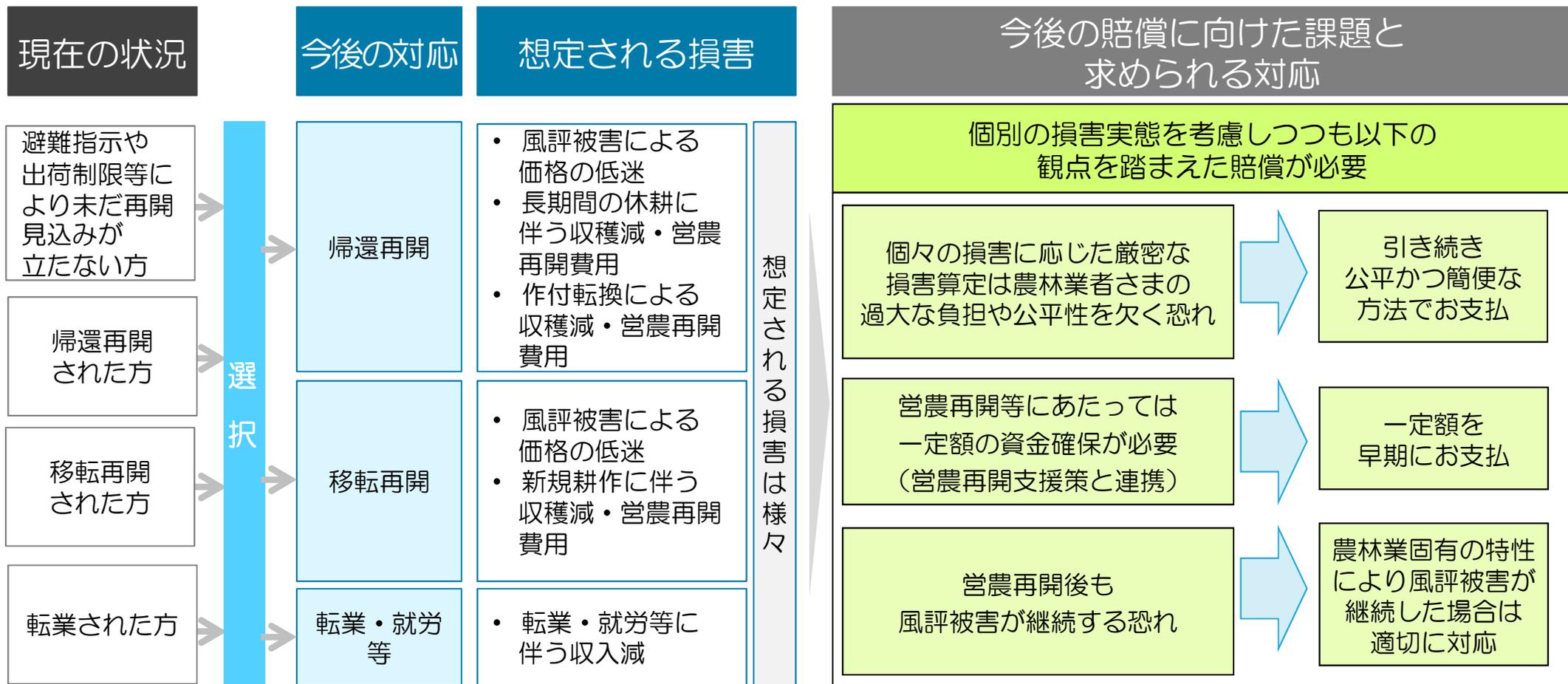
- ◆避難指示区域における農林業者さまの営業損害については、避難指示に伴う賠償として年間逸失利益（期待所得）を賠償
- ◆賠償期間については、中間指針第二次追補に示された「公共用地の取得に伴う損失補償基準」で規定されている期間（3年以内）を参考に、その最長期間（3年）を上回る期待所得6年分を賠償するものとして平成28年12月末までを賠償期間に設定
- ◆避難指示区域外の農林業者さまに対する、政府による出荷制限指示等による作付断念に係る賠償については、「本件事故」により作付けを断念せざるを得なくなったという点で共通するため、避難指示区域内の避難指示に係る損害と同様、期待所得を賠償

現状認識・課題

- 平成29年1月以降も損害があれば賠償を継続すること、営農再開に関する農林業者さまの対応で差を設けない公平な賠償の仕組みとすること、将来分を含めた一括賠償とはしないこと等のご要請
- 多くの地域で営農再開に向けた環境が整っておらず、また、農産品について風評被害が継続している状況
- 「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」において、早期の営農再開へ向けた支援策の拡充等が謳われたことを踏まえ、賠償についても営農再開や損害解消に資する方法とすることを検討

上記を踏まえて平成29年1月以降の賠償を検討

I-1. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の考え方（案）



第6次提言において、早期の営農再開へ向けた支援策の拡充等が謳われたことを踏まえ、賠償についても営農再開や損害解消に資する方法とすることを検討

平成29年1月以降の損害につき、帰還再開や移転再開、転業等の農林業者さまのご選択や避難指示解除時期等により差を設けることなく、公平・簡便な方法で、一定額を早期にお支払
そのうえで、農林業固有の特性により風評被害が継続した場合は適切に対応

I-1. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の全体像（案）

対象となる方

避難等対象区域内で農林産物を生産されていた農林業者さまのうち、避難指示等にともない、平成29年1月以降も「本件事故」による被害の継続が認められる方（旧緊急時避難準備区域等*については、休業の継続を余儀なくされた農林業者さまに限る。）

*旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一部区域

または

平成29年1月以降も政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を、避難指示区域外の出荷制限指示等対象地域の耕作地等において生産されていた農林業者さま

対象となる損害

従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難となったこと等にとまなう、帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害

従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難となったこと等にとまなう、転作や転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害

賠償内容

平成29年1月以降の損害として年間逸失利益（期待所得）の2倍相当額を賠償するとともに、2年後以降、農林業固有の特性により風評被害が継続し、「本件事故」と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には適切にお支払いさせていただきます。

※その際の相当因果関係の確認にあたっては、営農・営林再開後の状況や風評の影響等につき、農林業には固有の特性があることを踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただきます。

追加的費用

負担した実費のうち、必要かつ合理的な範囲内で賠償

支援施策

国等の支援施策と連携

I-2. 避難指示区域外の風評被害に係る今後の損害賠償の考え方（案）

現行の賠償内容

◆避難指示区域外の農林業者さまの風評被害等については、中間指針および同第三次追補を踏まえ、品目・地域ごとに類型的な被害を確認のうえ、事故前と比較した減収分を賠償

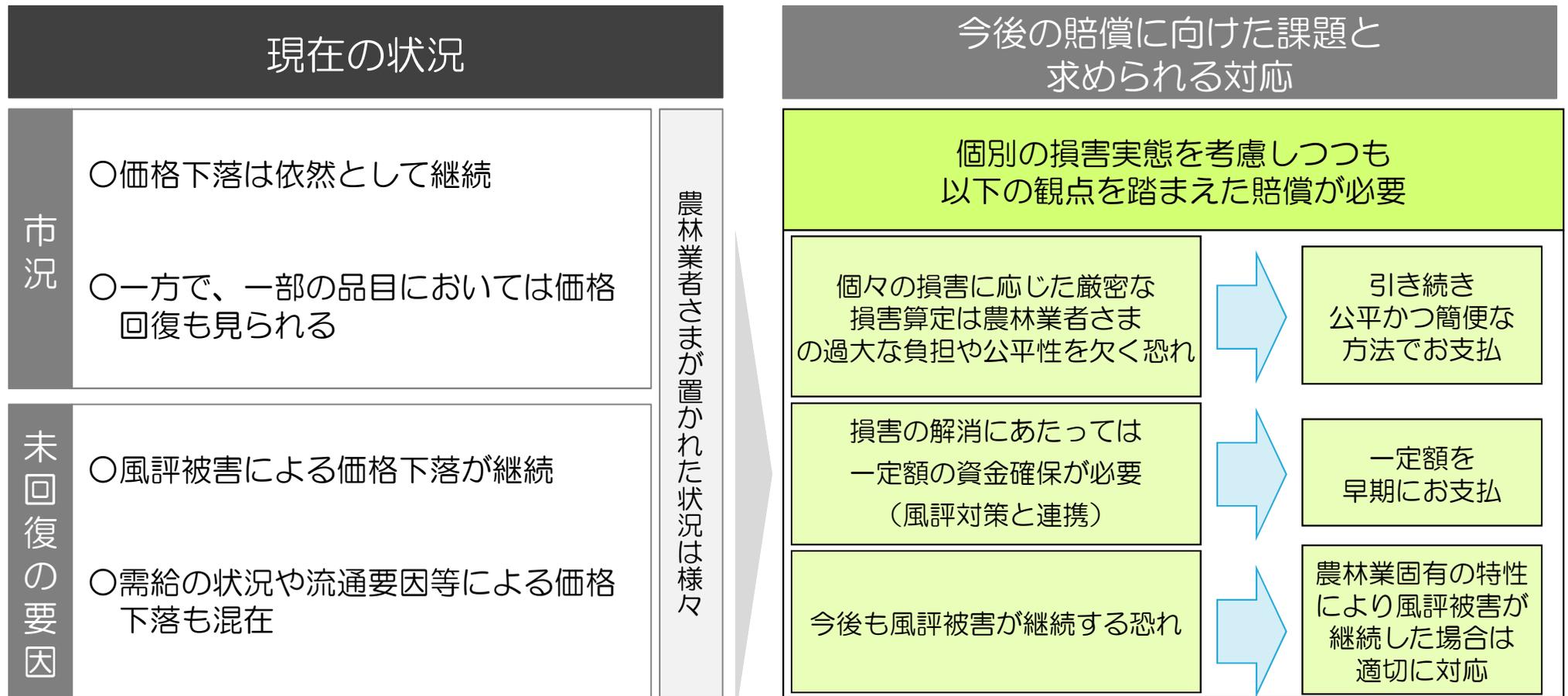
※なお、福島県外においては、自治体や業界団体等との協議を踏まえ、類型毎の一律賠償から農林業者さま毎の実態を個別に確認する方式への切替を順次実施

現状認識・課題

- いまだ価格が下落しているなど風評被害が続いており、これを前提とした適切な賠償が必要
- 他方で、事故から5年以上が経過し農林業者さまが置かれた状況は多様化
- 第6次提言において、抜本的な風評対策の強化等が謳われたことを踏まえ、賠償についても損害解消に資する方法とすることを検討

上記を踏まえて平成29年1月以降の賠償を検討

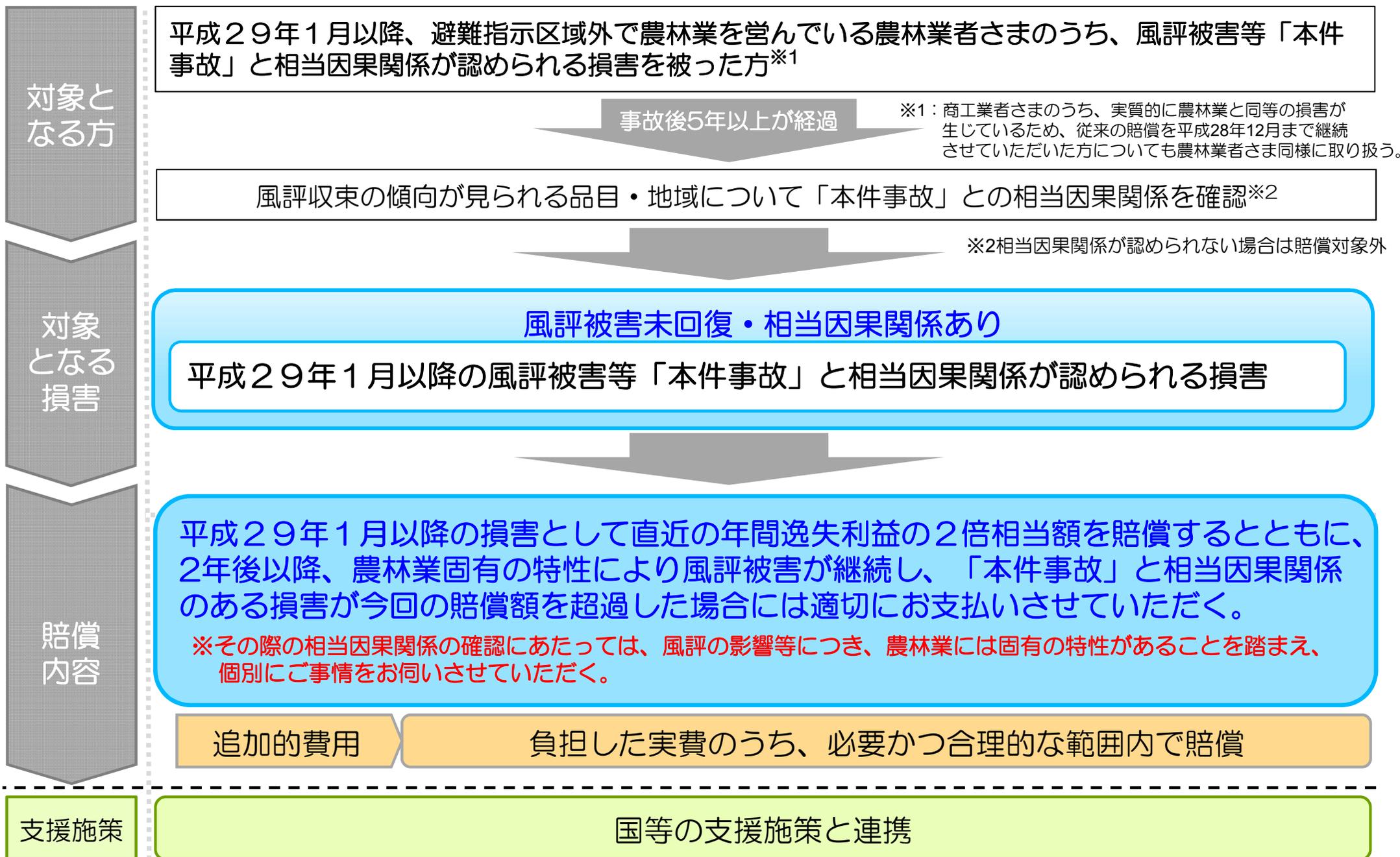
I-2. 避難指示区域外の風評被害に係る今後の損害賠償の考え方（案）



第6次提言において、抜本的な風評対策の強化等が謳われたことを踏まえ、賠償についても損害解消に資する方法とすることを検討

平成29年1月以降の損害につき、公平・簡便な方法で、一定額を早期にお支払
そのうえで、農林業固有の特性により風評被害が継続した場合は適切に対応

I-2. 避難指示区域外の農林業に係る今後の損害賠償の全体像（案）



I 農林業に係る今後の損害賠償の考え方（案）

II 農林業に係る今後の損害賠償の内容（案）

1. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の内容（案）
2. 避難指示区域外の風評被害に係る今後の損害賠償の内容（案）

Ⅱ-1-1. 避難指示・出荷制限等：対象となる方・損害

対象となる方

- 以下のいずれかに該当する個人事業主さま、中小法人さま※¹
 - ✓ **避難指示区域**で農林業※²を営んでいた農林業者さま
 - ✓ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域および南相馬市の一部で農林業を営んでいた農林業者さまのうち、平成29年1月以降も**休業継続を余儀なくされた**農林業者さま
 - ✓ **政府等による出荷制限指示等**の対象となる品目を、対象地域の耕作地等において生産されていた農林業者さまのうち、平成29年1月以降も出荷制限指示等の継続が見込まれ、休業継続を余儀なくされる農林業者さま

※¹ 大法人さまについては、本件事故による被害の継続を個別に確認する。

※² 「農業」とは、農産物の生産を行う事業をいい、耕種農業（水稻、野菜、果樹、花き等の栽培）、畜産農業（乳用牛、肉用牛、豚、鶏等の飼養等）を含む。

「林業」とは、材木の育林、伐採、素材生産、林業受託サービス、栽培きのこ生産、薪炭生産及びその他林産物生産をいう。

対象となる損害

- 従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難となったこと等にもなう帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害（「営業損害（平成29年1月以降分）」）
 - ※ 避難指示や出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する「本件事故」と相当因果関係が認められる損害を含む。

- 「本件事故」にともない支出を余儀なくされた追加的費用

II-1-2. 避難指示・出荷制限等：賠償内容

賠償方法

- 営業損害（平成29年1月以降分）：平成29年1月以降の損害として年間逸失利益（期待所得）の2倍相当額を賠償※1
- 追加的費用：負担した実費のうち、必要かつ合理的な範囲内で別途賠償

賠償算定式

$$\text{賠償金額} = \text{営業損害 (平成29年1月以降分)} + \text{追加的費用}$$

$$\text{営業損害 (平成29年1月以降分)} = \text{年間逸失利益 (期待所得)} \times 2$$

(期待所得の代表的な算定方法)

$$\text{年間逸失利益 (期待所得)} = \text{作付面積} \times \text{単位面積あたり期待所得} \div \text{年間作付可能回数}$$

$$\text{年間逸失利益 (期待所得)} = \text{売上高} \times \text{期待所得率}$$

※1 農林業固有の特性により風評被害が継続し、「本件事故」と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には適切にお支払いさせていただく。なお、その際の相当因果関係の確認にあたっては、営農・営林再開後の状況や風評の影響等につき、農林業には固有の特性があることを踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただく。

※2 年間逸失利益（期待所得）の算定にあたっては、原則として直近請求時の算定基礎額を用いる。（包括請求を選択していた農林業者さまは包括請求時点、従来請求を選択していた農林業者さまは賠償対象期間に平成28年12月末を含む請求時点）

Ⅱ-2-1. 避難指示区域外の風評被害：対象となる方・損害

対象となる方

- 平成29年1月以降、避難指示区域外で農林業を営んでいる農林業者さまのうち、風評被害等「本件事故」と相当因果関係が認められる損害を被った方

対象となる損害

- 平成29年1月以降の風評被害等「本件事故」と相当因果関係が認められる損害（「風評被害（平成29年1月以降分）」）
 - ※ 「本件事故」と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む。
 - ※ 風評被害の回復が見られる品目・地域については、請求者毎に「本件事故」との相当因果関係を確認のうえ、賠償を行う。
- 「本件事故」にともない支出を余儀なくされた追加的費用

II-2-2. 避難指示区域外の風評被害：賠償内容

賠償方法

- 風評被害（平成29年1月以降分）：平成29年1月以降の風評被害等「本件事故」と相当因果関係が認められる損害として直近の減収に基づく年間逸失利益の2倍相当分を賠償※1
- 追加的費用：負担した実費のうち、必要かつ合理的な範囲内で別途賠償

賠償算定式

$$\text{賠償金額} = \text{風評被害 (平成29年1月以降分)} + \text{追加的費用}$$

$$\text{風評被害 (平成29年1月以降分)} = \text{直近の年間逸失利益} \times 2$$

（直近の年間逸失利益の代表的な算定方法）

$$\text{直近の年間逸失利益} = \left(\text{基準年度売上高} \times \text{全国平均価格変動係数} - \text{直近1年間における売上高} \right) - \text{出荷に係る費用の減少額}$$

$$\text{直近の年間逸失利益} = \left(\left(\text{基準年度の価格} \times \text{全国平均価格変動係数} - \text{直近1年間における価格} \right) \times \text{直近1年間における出荷数量} \right) - \text{出荷に係る費用の減少額}$$

※1 農林業固有の特性により風評被害が継続し、「本件事故」と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には適切にお支払いさせていただく。なお、その際の相当因果関係の確認にあたっては、風評の影響等につき、農林業には固有の特性があることを踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただく。

※2 直近の減収に基づく年間逸失利益は、原則として、月ごとに計算しお支払した、平成28年12月末を含む1年間の逸失利益に係る賠償金額とし、直近1年間の売上高合計などを基礎とした再計算は行わない。

<参考> 避難指示等に伴う営業損害に関する中間指針の記載

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する
中間指針（平成23年8月5日）

営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。

「風評被害」は、上記のように当該商品等に対する危険性を懸念し敬遠するという消費者・取引先等の心理的狀態に基づくものであり、風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度がある。

一般的に言えば、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止などが収束した時点」が終期であるが、いまだ本件事故が収束していないこと等から、少なくとも現時点において一律に示すことは困難であり、当面は、客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である。

同 第二次追補（平成24年3月16日）

具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある。

同 第四次追補（平成25年12月26日）

営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。

被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考えられ、移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される。